## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金(海外からの共同受注グループの育成)
ままりた。	同一未成光の末間切並 (海バックの大回又はノルーノの目成)
補助事業等の	市内工業者が異業種間交流を基に、世界視野で新規販路の開拓を行う
目標	ことで工業の活性化を図る。
補助事業等の	業種の異なる 5 社以上の工業者が共同して海外からの受注
対象者	活動を行う場合の共同受注グループ
	活動に要した経費(ただし、関連会社及び系列会社で行うも
補助対象経費	のは除く。)
補助金等の額	予算の範囲内で、その経費の2分の1以内の額
及びその算定	【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
方法又は補助率	【補助領からガロ木神、補助平が補助対象柱員の1/2と起える場合の揺由】
補助事業等の	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効
評価	果を評価する。
開始時期	平成9年4月1日
N132M = 3.43	
補助事業等の	
終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】
	1 共同受注グループに対する補助は3年を上限とする。
情報の	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表
公表の方法等	する。
その他	
	補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければ
	ならない。
提出書類	(1) 諏訪市海外受注共同化活動補助金交付申請書(様式第2号—1)
	(2) 諏訪市海外受注共同化活動実施報告書(様式第5号—1)
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係
Į.	

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日 施行) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (令和 6 年 4 月 1 日 施行)